



3 川人委調第 4 1 7 号

令和 3 年 9 月 8 日

川崎市議会

議長 橋 本 勝 様

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和 3 年 9 月 3 日付け 3 川議議第 4 3 5 号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第 155 号 川崎市立看護大学条例の制定について

この条例案のうち、川崎市職員の給与に関する条例の一部改正、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正、川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正及び川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に関する部分は、学校教育法の規定に基づき大学として川崎市立看護大学の設置に伴う所要の整備を行おうとするものであり、異議はありません。